



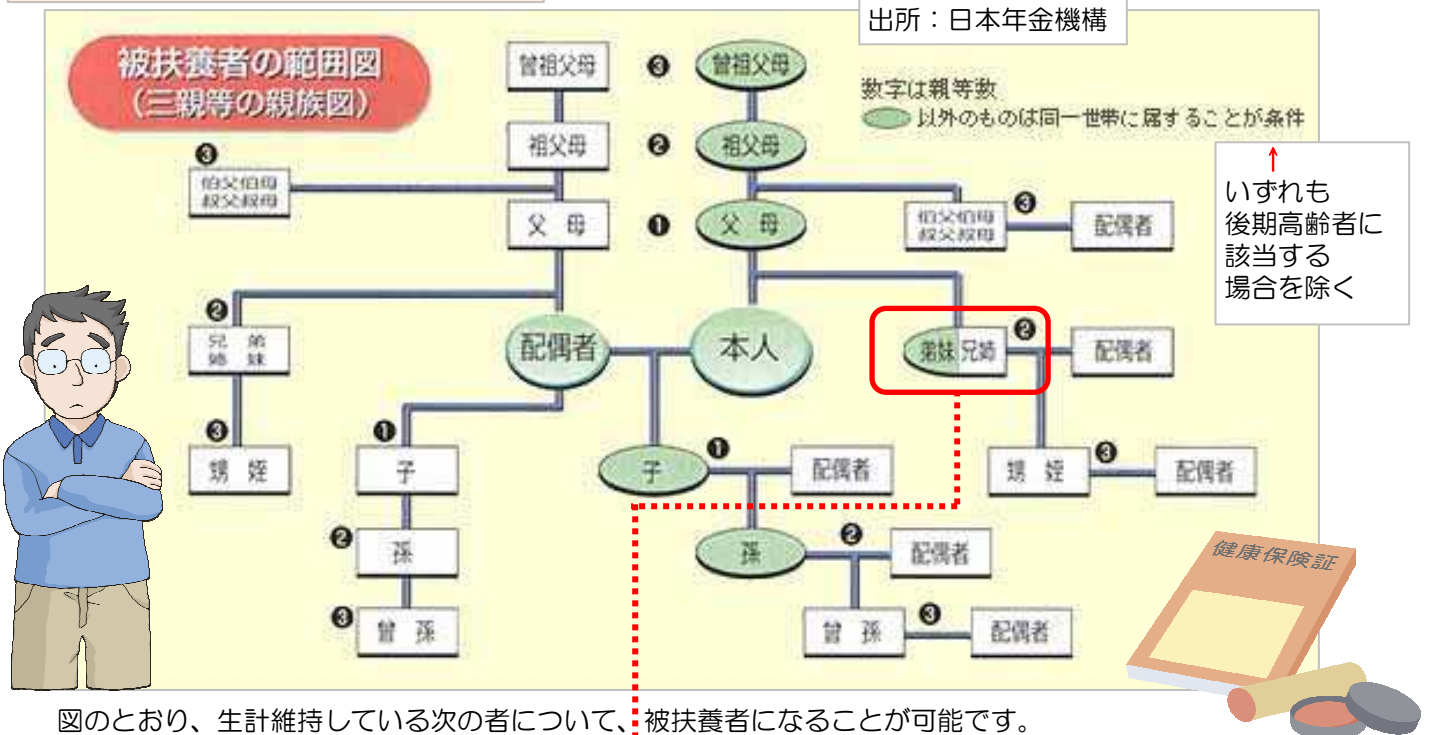
兄弟の健康保険の被扶養者要件

Q. 兄（20代後半）が、数年後に会社を辞め、遠方の大学院に入りたいそうです。両親がおらず、今の所、兄に結婚の予定がないため、私が仕送り等、経済的な援助をすることになると思います。私の健康保険の扶養に入れることは出来ますか？



A. 現在は、兄弟については生計維持要件の他、同居していることが必要であるため、別居の場合、健康保険の扶養は認められません。但し、平成28年10月からは、兄弟に対する同居要件がなくなる予定なので、他の要件（兄自身の収入等）も満たしていれば、別居でも認定される可能性があります。

健康保険の被扶養者の範囲



図のとおり、生計維持している次の者について、被扶養者になることが可能です。

同居・別居を問わず	同居している（同一世帯）場合のみ
①本人の直系尊属（父母、祖父母、曾祖父母） ②配偶者 ③子 ④孫 ⑤弟妹	①左以外の三親等内の親族（ <u>兄弟を含む</u> ） ②事実上の婚姻関係と同様の人の父母及び子

改正

平成28年10月より兄弟の扶養認定の要件が緩和され、同居の要件が撤廃される予定（平24・8・22 保発0822第10号）

同居・別居を問わず	同居している（同一世帯）場合のみ
①本人の直系尊属（父母、祖父母、曾祖父母） ②配偶者 ③子 ④孫 ⑤兄弟姉妹	①左以外の三親等内の親族 ②事実上の婚姻関係と同様の人の父母及び子

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277